

妙高市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和6年11月15日

妙高市監査委員 太田正之

妙高市監査委員 高田保則

1 監査等の種類 定期監査

2 監査の対象 令和5年度、令和6年度

- ・総務課（令和5年12月1日～令和6年8月31日）
- ・選挙管理委員会（令和5年12月1日～令和6年8月31日）
- ・建設課（令和5年10月1日～令和6年8月31日）
- ・会計課（令和6年2月1日～令和6年8月31日）

の財務等に関する事務の執行

3 監査の着眼点（評価項目） （1）監査の実施にあたり、財務事務執行等の重要リスクを次のとおり設定した。

リスク分野	リスク項目
財務事務執行の有効性・効率性を阻害するリスク	○必要性の乏しい経費支出 ○予算消化のための経費支出 ○不当に高い金額、不利な条件での契約
財務事務執行の法令等違反のリスク	○勤務時間の過大報告 ○カラ出張 ○横領 ○契約やルールと相違する支出 ○契約やルールと相違する収入 ○補助金等の不正申請・交付手続きの瑕疵 ○不公正な契約 ○伺等による意思決定手続きの不適正

	○指定管理の事務手続の不適正 ○未収金の発生防止及び債権管理の怠り
決算の信頼性を阻害するリスク	○架空計上・計上漏れ ○分類誤りによる計上 ○二重計上
財産の保全を阻害するリスク	○不十分な財産の把握と管理 ○財産の非有効活用 ○現金等の紛失

- 4 監査の実施内容 あらかじめ監査資料の提出を求め、主に予算の執行関係、補助金関係、契約関係、財産管理関係等の関係帳簿及び関係書類の調査のほか、関係職員からの説明聴取を行なった。

- 5 監査の実施期間 令和6年9月10日 ～ 令和6年11月14日

- 6 監 査 の 日 程 (1) 書類審査 令和6年9月10日～令和6年10月15日
(2) 事情聴取 令和6年10月30日

- 7 監 査 の 結 果

監査の結果、総務課・選挙管理委員会・建設課・会計課の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の注意・検討を要する事項については、所管課に対して検討、改善を要望した。